

国土専建第16号
平成30年7月19日

建設関連業団体の長 殿

国土交通省土地・建設産業局建設市場整備課長

平成30年7月豪雨による災害の発生に伴う測量法、建設コンサルタント登録規程及び地質調査業者登録規程における特例措置について

平成30年6月28日に発生した平成30年7月豪雨による災害の被害者の権利利益の保全等を図るため、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成8年法律第85号。以下「特定非常災害特別措置法」という。）に基づき7月14日付けで公布・施行された平成三十年七月豪雨による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（平成30年政令第211号）及び同月19日付け国土交通省告示第947号（特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律第三条第二項の規定に基づき、同条第一項の規定による延長の措置の対象となる特定権利利益、当該措置の対象者及び延長後の満了日を指定する件。以下「特定非常災害告示」という。）に基づき、許認可の存続期間の延長等の措置が実施されることとなりました。

測量法（昭和24年法律第188号）、建設コンサルタント登録規程（昭和52年建設省告示第717号。以下「建コン規程」という。）及び地質調査業者登録規程（昭和52年建設省告示第718号。以下「地質規程」という。）においても、登録の有効期間の延長等、下記の特例措置を実施することとします。

貴団体におかれましては、趣旨を十分にご理解の上、各種申請等に当たって適切に対応されますよう、傘下の会員企業に対し周知いただきますようお願い致します。

記

1. 登録の有効期間の延長について

特定非常災害特別措置法第3条第2項の規定に基づき、同条第1項の特定権利利益として、特定被災地域（平成30年7月豪雨による災害に際し災害救助法（昭和22

年法律第118号)が適用された市町村の区域をいう。以下同じ。)に主たる営業所を有する者が行う以下の登録(平成30年6月28日から同年11月29日の間に登録の有効期間が満了するものに限ることとし、平成30年7月1日までに更新の手続きが完了しているものを除く。)について、特定非常災害告示により、その有効期間の満了日を一律に平成30年11月30日に延長することとしました。

特定非常災害告示により対象となる登録

- ・測量法第55条第1項の規定に基づく測量業者の登録
- ・建コン規程第2条第1項の規定に基づく建設コンサルタントの登録
- ・地質規程第2条第1項の規定に基づく地質調査業者の登録

なお、特定非常災害特別措置法第3条第3項の規定により、指定された特定権利利益や対象者以外であっても、特定非常災害の被害者であり、理由を記載した書面による申し出を行った者についても対象となる場合があります。

2. 変更等の届出について

特定非常災害特別措置法第4条第2項の規定により、測量法第55条の7に基づく変更登録の申請、同法第55条の8に基づく書類の提出義務及び同法第55条の9に基づく廃業等の届出について、特定非常災害により本来の期限までに履行されなかった場合であっても、平成30年9月28日までに履行された場合には、当該義務の不履行による責任は問われません。

また、建コン規程及び地質規程に基づく現況報告書の提出(建コン規程第7条、地質規程第7条)及び変更等の届出(建コン規程第8条、地質規程第8条)、廃業等の届出(建コン規程第10条、地質規程第9条)についても、特定非常災害により本来の期限までに履行されなかった場合であっても、平成30年9月28日までに履行された場合には、当該義務の不履行による責任は問われません。

事 務 連 絡
平成30年7月19日

各地方整備局建政部長等 殿

国土交通省土地・建設産業局 建設市場整備課長

平成30年7月豪雨による災害の発生に伴う、建設コンサルタント及び地質調査業者の技術管理者の認定申請の受付期間の延長について

平成30年6月28日に発生した平成30年7月豪雨による災害の被害者の権利利益の保全等を図るための措置については、平成30年7月19日付け国土専建第16号により通知したところですが、建設コンサルタント及び地質調査業者の技術管理者の認定についても、下記の方針により取り扱うこととします。

貴職におかれましては、趣旨を十分にご理解の上、事務処理にあたって遺漏なく対応されますようお願い致します。

記

毎年7月1日から7月31日を申請受付期間としている建設コンサルタント登録規程及び地質調査業者登録規程における技術管理者の認定について、災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された市町村に主たる営業所を有する業者の申請については、申請受付期間を平成30年10月31日まで延長するものとする。

なお、災害救助法が適用された市町村に主たる営業所を有する業者以外の業者においても、災害による郵便事情その他の理由により、平成30年7月31日までに申請書類の提出が困難な場合は、当課において相談対応を行うこととするので、念のため申し添える。

以上

担当 国土交通省土地・建設産業局建設市場整備課
専門工事業・建設関連業振興室
建設振興係 赤道 03-5253-8282（内線24816）